

利用のご案内
＜アートスペースG＞
（展示利用）

愛知芸術文化センター

指定管理者

株式会社 愛知芸術文化センター

〒461-8525 名古屋市東区東桜一丁目 13 番 2 号

受付窓口専用：電話 052-971-5516 FAX 052-971-5646

<https://www.aac.pref.aichi.jp>

目次

1	利用申込みの受付				
1	利用できる催物	-----	1		
2	利用できない催物	-----	1		
2	展示利用期間および展示利用時間等				
1	展示利用期間	-----	1		
2	展示利用時間	-----	1		
3	休館日	-----	2		
3	利用申込みの手続き				
1	受付期間	-----	2		
2	申込みに当たっての留意事項	-----	3		
3	利用の変更、取消し(キャンセル)	-----	3		
4	利用料金の支払い				
1	利用料金の納期限	-----	4		
2	利用料金の支払方法	-----	4		
3	利用料金の返金	-----	5		
5	利用日までの準備				
1	利用打合せ	-----	5		
2	入館パス・名簿	-----	5		
3	駐車サービス	-----	6		
4	看板の設置および展示作品以外の搬入物	-----	6		
5	作品等物品の販売(予約)の禁止	---	7		
6	広報等	-----	7		
7	障害のある方が主催スタッフに含まれる場合	---	7		
8	障害のある方への合理的配慮	-----	7		
6	搬入・展示作業				
1	搬入・展示作業時間	-----	7		
2	搬入の方法	-----	7		
3	搬入品の制限	-----	8		
4	作品の展示方法	-----	8		
5	可動壁、パンチメタルボードの移動	-----	9		
6	スポットライトの取付け等	-----	9		
7	施設設備への直接工作の禁止	-----	9		
8	生花、植木等の持込みの禁止	-----	9		
9	展示利用上の留意事項	-----	9		
10	作業完了後の報告	-----	9		
7	利用当日				
1	入室	-----	10		
2	受付の常駐	-----	10		
3	湯沸室の利用	-----	10		
4	事故、急病人の発生	-----	10		
8	片付け・搬出				
1	片付け・搬出時間	-----	10		
2	片付け・搬出の方法	-----	10		
3	作業完了後の報告	-----	11		
9	注意事項				
1	利用許可の取消し	-----	11		
2	アートスペース内の机、椅子等の扱い	-----	12		
3	飲食・喫煙	-----	12		
4	身体障害者補助犬	-----	12		
5	示威行為等の禁止	-----	12		
6	危険物等の持込みの禁止	-----	12		
7	楽器類の使用等の禁止	-----	12		
8	設備等の汚損等の原状回復	-----	13		
9	管理責任の範囲	-----	13		
10	非常時の措置	-----	13		
11	利用許可条件	-----	15		
12	利用料金等	-----	16		

<受付場所>

愛知芸術文化センター施設利用受付窓口(地下2階アートプラザ内)

専用電話・・・052-971-5516

専用FAX・・・052-971-5646

受付時間：午前10時～午後5時

休業日：月曜日(その日が祝日または振替休日に当たるときは営業し、その翌日に休業します。)

および年末年始(12月28日から翌年1月3日まで)

1 利用申込みの受付

1 利用できる催物

当センターのアートスペース（催事室）は、会議、学会、シンポジウム、講演会、研修等にご利用いただけるほか、美術品等の芸術作品の展示にご利用いただけます。

本書においては、美術品等の芸術作品の展示に関する利用に絞って記載を行います。

※ 講演会、会議等での利用を希望される場合は、「利用のご案内<アートスペース>（講演会・会議等の利用）」をご覧ください。

2 利用できない催物

次のいずれかに該当する催物にはご利用いただけません。

- (1) 商品の展示、販売および商品の販売の促進に寄与するものである場合
- (2) 公安または風俗を害するおそれがあるものである場合
- (3) 展示しようとする作品が、【P8】「**6**搬入・展示作業_3 搬入品の制限」に記載するものにあたる場合等施設の構造上または管理上支障のあるものである場合
- (4) 反社会勢力の利益になると認められる場合
- (5) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがあるもの

2 展示利用期間および展示利用時間等

1 展示利用期間

- (1) 火曜日から日曜日までの6日間を1単位とします。

※ 休館日のタイミングによって期間が増減する場合があります。

- (2) 連続して利用する場合は、原則として次の利用区分までを含め、合計2単位を限度とします。ただし、他の利用状況との調整が可能な場合は、利用期間を最大31日まで延長することができます。あらかじめ「施設利用窓口」にご相談ください。
- (3) 利用許可された利用期間中のすべての日時で、展示公開することが必要です。

2 展示利用時間

展示利用時間は、午前10時から午後6時までです。金曜日は午後8時まで延長することができます。

ただし、利用許可書に記載された利用期間の最終日は、観覧者の入室は午後5時までとし、午後6時までに搬出作業を終了してください。

3 休館日

- (1) 毎週月曜日（祝休日の場合、翌平日。）
- (2) 年末年始（12月28日から翌年1月3日まで）
- (3) 施設・設備の保守点検日等（原則として毎年6月の第1、第2、第3、第4月曜日は電気設備点検のため全館休館となります。）

3 利用申込みの手続き

1 受付期間

- (1) 受付期間

	利 用 期 間		受 付 期 間
ア	愛知県美術館または愛知県芸術劇場の施設と併用する場合		愛知県美術館は利用仮申込内定通知後から希望する利用開始日の1週間前まで、愛知県芸術劇場は利用申込み内定後から希望する利用開始日の1週間前まで（6月および12月は除く）
イ	希望する利用開始日が、1月4日から6月30日までの間（上半期）	一括受付 ・ 抽選	<ul style="list-style-type: none"> • 受付期間 希望する利用開始日の前年の6月1日から20日まで • 抽選日 概ね7月の第三土曜日を予定
		先着順受付 ※空き日がある場合	希望する利用開始日の前年の8月1日から希望する利用開始日の2月前の月の末日まで
ウ	希望する利用開始日が、7月1日から12月27日までの間（下半期）	一括受付 ・ 抽選	<ul style="list-style-type: none"> • 受付期間 希望する利用開始日の含まれる年の前年の12月1日から20日まで • 抽選日 概ね1月の第三土曜日を予定
		先着順受付 ※空き日がある場合	希望する利用開始日の含まれる年の2月1日から希望する利用開始日の2月前の月の末日まで

- (2) 抽選について

- ア 施設管理者は、展示の利用希望が競合した場合には、受付期間終了後整理の上、別途日時等を指定して申込者による抽選を行います。
- イ グループ展（3人以上によるものをいう。）でのご利用は、個展よりも優先されます。

2 申込みに当たっての留意事項

- (1) 利用を希望される場合は、利用許可申請書を「施設利用受付窓口」に提出し、利用許可書の交付を受けてください。
- (2) 申込みの際には、「展示内容企画書兼申込団体(者)調査票」(初めてアートを申し込まれる方もしくはしばらくの間当施設を使用されていない方は、裏面の申込団体(者)調査票に必要事項を記載してください。)とともに、作品の写真等参考となる資料をご用意のうえ、代表者または利用責任者がお越しく下さい。利用の内容等によっては、利用をお断りする場合があります。
- (3) 愛知芸術文化センターの事業((株)愛知芸術文化センター、愛知県文化振興事業団および国際芸術祭「あいち」組織委員会の事業等を含む)を実施するため、一部利用できない期間があります。
- (4) 利用時間は厳守してください。
- (5) 空室状況は、愛知芸術文化センターのウェブサイトに掲載している「空き状況(展示利用)」から確認または「施設利用受付窓口」に直接電話により確認することが可能です。
- (6) 利用日程の仮押さえは受け付けておりません。

3 利用の変更、取消し(キャンセル)

利用についての変更、催物の中止等がありましたら、速やかにご連絡のうえ、施設利用受付窓口にご来館いただき、所定の手続きをしてください。変更・取消しの手続きが必要な場合は、次のとおりです。

ただし、利用の変更・利用の取消しを行う利用に関し、支払期限を過ぎてなお未納である場合は、利用料金をお支払いいただいたのちに、変更・取消しの手続きをしてください。

(1) 「利用変更許可申請書」の提出が必要な場合

ア 利用期間の拡大・縮小

イ 代表者名、催物の名称、支払方法等の変更

ウ 催物内容の変更(施設管理者がやむを得ないと認めるものに限る)

※ 手続きの際は、「利用許可書」および「請求書」(利用料金が未納の場合)をご持参ください。利用料金が変わる場合があります。

※ 利用変更により利用料金が減額となった場合、すでに支払い済みの利用料金は返金できません。

(2) 「利用取消承認申請書」の提出が必要な場合

ア 催物の中止

イ 利用者(申請者)の変更(代表者名の変更を除く)

ウ 利用日の変更(利用期間の拡大・縮小を除く)

エ (1) 「利用変更許可申請書」の提出が必要な場合に該当しないもの

※ 取消しの申請時期に応じて利用料金が返金される場合があります【P5】。

4 利用料金の支払い

アートのスペースの利用料金（展示利用）は【P16】のとおりです。
なお、別途、電気利用料金を負担していただく場合があります。

1 利用料金の納期限

許可日から利用開始日までの期間	納入期限
許可日から利用開始日までの期間が 3か月と15日以上	利用開始日から起算して 3か月前の前日
許可日から利用開始日までの期間が 3か月と15日未満	許可日が属する月の 翌月末日（注1）

（注1）許可日が属する月の翌月末日が利用日を超える場合は、原則、納期限は利用初日の前日に設定されます。ただし、利用許可申請時に後納の希望を申し出た場合に限り、利用料金を後納（納期限は許可日が属する月の翌月末日）することが可能です。

2 利用料金の支払方法

利用料金の支払方法は以下のとおりです。

ただし、利用時間の延長や附属設備の利用料金は、後納（納期限は許可日が属する月の翌月末日）かつ振り込みのみとなります。

なお、一つのお支払いに関し、複数のお支払い方法（振込・キャッシュレス決済）・ご決済方法（クレジットカード・電子マネー・QRコード決済）を併用することはできません。

※ 原則、現金によるお支払いは受けません。

（1）振り込みによるお支払いの場合

ア 振込手数料は、利用者のご負担となります。

イ 振り込みの際は、必ず利用許可書の申請者名と同じ名義でお振り込みください。

ウ <振込口座>

振込口座については調整中です。

（2）キャッシュレス決済によるお支払いの場合

ア キャッシュレス決済ではクレジットカード、電子マネー（交通系 IC（manaca など）、流通系 IC（WAON など））、QRコード決済がご利用いただけます。ただし、キャッシュレス決済ご利用時については、お支払い確認書類としてレシートを交付します。

イ 「施設利用受付窓口」（地下2階アートプラザ内）にてお支払ください。

※ キャッシュレス決済によるお支払いの場合は、利用許可書の申請者名と同じ名義でご決済ください。

- ※ キャッシュレス決済によるお支払いの場合で領収書の発行を希望される場合は、別途、発行依頼申込書を提出いただく必要があります。領収書については、各決済会社からの入金を確認されてからの発行となるため、お支払いを行った日から領収書発行までに最長で2か月程度を要する場合がございます。なお、発行する領収書は利用許可書の申請者宛てとなります。

3 利用料金の返金

利用についての変更、催物の中止等がありましたら、速やかに連絡のうえ、「施設利用受付窓口」にて所定の手続きをしてください。

利用を取り消した場合の利用料金の返金は、次のとおりです。

なお、取消申請日が納期限日以前であれば、全額返金します。

取消申請のあった日	返金率
利用日の3月前の前日まで	100%
利用日の3月前から1月前まで	50%
利用日の1月前の翌日から2週間前まで	30%
利用日の2週間前の翌日から当日まで	0%

- ※ 許可書単位で振り込みにより返金します。
- ※ 利用変更により利用料金が減額となった場合であっても、支払い済みの利用料金について返金できません。
- ※ 愛知県知事が、公共の福祉または非常時の措置のために許可を取り消し、利用の中止を命じた場合は、利用料金の全額を返金します。

5 利用日までの準備

1 利用打合せ

利用許可申請者または利用責任者の方は、利用開始日の1か月前までに来館のうえ、「施設利用受付窓口」にて打合せを行ってください。

打合せの日時等につきましては、「施設利用受付窓口」からご連絡します。

なお、「施設利用受付窓口」との連絡は、全て利用許可申請者または利用責任者の方を通じて行うようにしてください。

2 入館パス・名簿

あらかじめ搬入・搬出を行う方の名簿および入館パスの見本を「施設利用受付窓口」に利用開始日の7日前までにご提出ください（郵送、FAX、電子メール可）。

- ※ 搬入・搬出を行う際は、守衛室において搬入・搬出を行う入館パスを提示する必要があります。

3 駐車サービス

利用期間中は、搬入等で利用した車両について、所定の枚数分を限度に「アートパーク東海駐車場」（愛知芸術文化センター地下）の駐車サービスを受けることができます。

(1) 駐車場の概要

(ア) 場所	愛知芸術文化センター 地下3階～地下5階
(イ) 利用可能な車両	高さ2.1m、長さ5.3m、幅2m以下、重量2トン以下 (ハイルーフ仕様のワンボックスカーは入庫できません)
(ウ) 連絡先電話番号	052-972-0805

(2) 駐車サービス利用方法

「アートパーク東海駐車場」に入庫時に発行された「駐車券」は、利用打合せ時に配布した「駐車サービス券」と併せて、利用期間中に施設利用受付窓口（地下2階アートプラザ内）＜10：00～17：00＞にご持参いただくことで、認証を受けることが可能です。なお、アートパーク東海駐車場では、入庫時に車両ナンバーを記録しているため、入庫時と同一の車両の「駐車券」で出庫する必要があります。「駐車券」の取りまとめの際は、あらかじめ車両の使用者をご確認ください。

※ 認証可能な時間が＜10：00～17：00＞であることにご留意ください。

(3) 駐車サービスを利用できる「駐車券」枚数

利用施設	枚数
搬入日・搬出日	5枚/日
展示日（会期中）	3枚/日

(4) 留意点

アートパーク東海駐車場から、愛知芸術文化センター地下1階守衛室前の楽屋口へは直接入館できません。入館する際は、1階までエレベーターで上がり、建物の外に一旦出て、外から回って、地下1階へ階段を下り（スロープ有り）、守衛室前の楽屋口から、入館してください。

4 看板の設置および展示作品以外の搬入物

看板等を設置する場合は、設置場所について、「施設利用受付窓口」にご相談ください。作品以外の搬入物がある場合についても、あらかじめ「施設利用受付窓口」にご相談ください。

5 作品等物品の販売（予約）の禁止

商品の販売および商品の販売を前提とする展示はできません。ただし、展覧会図録に限り、あらかじめ「施設利用受付窓口」にご相談のうえ、「物品販売願」を提出することで販売が可能です。

6 広報等

新聞広告への掲載や、ポスター、チラシ等を作成される場合には、利用許可書送付時に併せて送付している「アールスペースご利用時にチラシ・DM を作成される方へ」に記載された事項に留意し、掲載・作成等を行ってください。

なお、ポスターやチラシ等を作成された場合には、記録として保存しますので、「施設利用受付窓口」へご提供ください。

7 障害のある方が主催スタッフに含まれる場合

障害のある方が主催スタッフに含まれる場合で、利用施設までの動線等に関し配慮が必要である場合は「施設利用受付窓口」までご相談ください。

8 障害のある方への合理的配慮

障害者差別解消法に規定されるとおり、障害のある方から配慮を求められた場合は、その障害の程度やアールスペース・催物の状況に応じて合理的な配慮を行っていただく必要があります。

配慮を求められた際は、主催者・当該来場者間で十分に話し合い、双方が納得できる手段・方法を検討してください。

6 搬入・展示作業

1 搬入・展示作業時間

休館日の午後 1 時から午後 5 時までの間に搬入作業を完了させてください。

- ※ 搬出時は事前に届出した入館パスを必ず常に確認できる位置に着用してください。
- ※ 指定された時間内に搬入・展示作業を完了するよう迅速かつ安全に作業を行ってください。

2 搬入の方法

搬入の方法は次のとおりです。

搬入を行うにあたっては、他の利用者や来館者の迷惑とならないようにご留意ください。

なお、施設の利用状況により搬入時間等を調整させていただく場合があります。

- (1) 搬入の出入口および使用エレベーター
アートスペースG（12階）利用の場合
- ・1階の搬入口E（建物北側）を用い、12階までは、荷物用エレベーター（11号機）を利用して、搬入を行ってください。（※）
 - ・あらかじめ「施設利用受付窓口」にご相談のうえ、一時的に、搬入口付近に駐車することが可能です。
 - ・地下1階守衛室前の楽屋口から搬入を行う場合には、付近に駐車スペースがありませんので、展示品の積み降ろしを終了した車は、速やかにアートパーク東海駐車場へ車を移動させてください。
- (2) 個別持込みがある場合
やむを得ない事情により個別持込みをする場合は、守衛室に入館パスを提示して、地下1階楽屋出入口から搬入を行ってください。

3 搬入品の制限

次のようなものは、展示室に持ち込むことはできません。

- (1) 他の利用者および来館者の迷惑になるような音・光を発生し、もしくは煙霧を発生させる仕掛けのあるもの
- (2) 悪臭を発生し、または腐敗の恐れのある素材を使用したもの
- (3) 刃物等を素材にするなど、人に危害を及ぼす恐れのあるもの
- (4) 砂利、砂、土、石材等を直接床面に置くこと、床面を汚損、毀損する恐れのある素材を使用したもの
- (5) 天井から直接吊り下げるもの
- (6) 動物（身体障害者補助犬は除く）、植物、危険物、許容範囲を超える重量物等
- (7) 発火または引火しやすいもの、その他消防法上の危険物
- (8) 法規に触れる恐れのあるもの
- (9) その他管理運営上、支障を来すと認められるもの

4 作品の展示方法

- (1) 共通事項

作品は全て展示室内に展示してください。展示室外への展示はできません。

- (2) 壁面・可動壁に展示する作品について

- ア 絵画、写真等を展示する場合には、専用のピクチャーレールを使用してください。
- イ キャプションを壁に留める場合や、ピクチャーレールを使用しない作品については、虫ピンをご利用ください。
- ウ 可動壁に限り、押しピンで壁に直接留めることができます（針の太さが1mm以内のものに限る。釘、ネジ、ガンタッカーは不可）。
- エ 高所で作業する方は、安全帽等の安全具を着用し作業をしてください。

(3) 壁面以外に展示する作品について

- ア 床に展示する作品については、直接床面に置かず、展示台を利用するなど、作品に合わせて養生をしてください。
- イ 会議机を展示台として利用する場合は、作品を直接机の上に置かず、布などで養生をしてください。
- ウ 作品は、天井に直接展示することや、天井から直接吊り下げることができません。展示状況次第では、照明用レールにフックを取り付け、軽いもの（500g程度）を吊り下げることができますが、事前の打合せ時にご相談ください。

5 可動壁、パンチメタルボードの移動

可動壁、パンチメタルボードを移動される際は、12階アートスペースインフォメーションの警備員にお申し出ください。

なお、移動の際には、汚れ防止のために専用の手袋を使用してください。

※ 手袋は、12階アートスペースインフォメーションにて貸し出しが可能です。

6 スポットライトの取付け等

スポットライトの取付け、取外し、位置を移動する際は、12階アートスペースインフォメーションの警備員が立ち会いますのでお申し出ください。

また、器具の取り扱いには十分ご注意ください。

7 施設設備への直接工作の禁止

施設の天井、側壁、柱、床、ガラス、扉等には、画鋲、糊、ソフト粘着剤、両面テープなどのテープ類、接着テープ、針、針金、油、塗料等で直接工作することはできません。

8 植物等の持込みの禁止

展示室内に、生花、植木等を飾ることはできません。

※ 愛知県美術館に所蔵される作品等を虫害から守るために禁止しております。

9 展示利用上の留意事項

他室の利用者の迷惑となりますので、原則として、室外への音漏れや振動が発生するおそれがある展示はできません。

また、展示室を毀損・汚損するおそれがあるため、原則として、実技、実演はできません。ただし、一定の基準を満たす場合は、この限りではありません。あらかじめ「施設利用受付窓口」にご相談ください。

10 作業完了後の報告

展示作業が完了次第速やかに12階アートスペースインフォメーションの警備員に連絡し、スタッフによる利用した部屋の点検を必ず受けてください。

7 利用当日

1 入室

利用責任者は、利用許可書をご持参のうえ、12 階のアートスペースインフォメーションの警備員に提示して、入室してください（会期中は正面玄関から入・退館してください）。

なお、利用期間中は、利用許可書を常に携帯してください。

2 受付の常駐

利用期間中は、必ず利用責任者またはその代理人の方を受付に常駐させてください。

展示室の監視および受付等展示会の運営に要する人員は、利用者の責任において配置してください。

なお、控室はありません。

3 湯沸室の利用

（1）湯沸室にある自動湯沸器の設備が使用できます。

（2）湯沸室は、他の室の方も利用されます。他室の利用者に迷惑のかからないように使用ください。

（3）湯沸室利用後は、清掃と後片付けをし、必ず元の状態に戻してください。

4 事故、急病人の発生

事故、急病人等が発生した場合は、12 階のアートスペースインフォメーションの警備員にお知らせください。

8 片付け・搬出

1 片付け・搬出時間

利用許可書に記載された利用期間の最終日の午後 5 時から午後 6 時までの間に片付け・搬出作業を完了させてください。

※ 搬出時は事前に届出した入館パスを必ず常に確認できる位置に着用してください。

※ 指定された時間内に片付け・搬出作業を完了するよう迅速かつ安全に作業を行ってください。

2 片付け・搬出の方法

搬出の方法は、次のとおりです。

搬出を行うにあたっては、他の利用者や来館者の迷惑とならないようご注意ください。

なお、施設の利用状況により搬入・搬出時間等を調整させていただく場合があります。

(1) 搬出の出入口および使用エレベーター

【P8】(6)搬入・展示作業_2 搬入の方法_ (1) 搬入の出入口および使用エレベーター)と同様です。

(2) 個別持ち出しがある場合

やむを得ない事情により個別持ち出しをする場合は、守衛室に入館パスを提示して、地下1階楽屋出入口から搬出を行ってください。

(3) 作業中の留意点

ア 搬出時は、安全に十分配慮し実施してください。

イ 使用した施設設備(可動壁等)・備品(台車、机、椅子、吊り下げワイヤー、スポットライト等)を元の状態に戻してください。

3 作業完了後の報告

搬出作業が完了次第速やかに12階アートスペースインフォメーションの警備員に連絡し、スタッフによる利用した部屋の点検を必ず受けてください。

9 注意事項

1 利用許可の取消し

ご利用内容が次のいずれかに該当するときは、利用許可の取消し、または利用を中止とする場合があります。その結果、何らかの損害が生じる場合があっても当センターではその責任を負いません。

(1) 申請書類等に虚偽の記載があった場合

(2) 催物の内容、目的等が申請と異なり、上記1「利用できる催物」に該当しないことが判明した場合、または上記2「利用できない催物」に該当することが判明した場合

(3) アートスペースの利用権を第三者に譲渡、転貸した場合

(4) 支払期限内に利用料金の入金が確認できない場合

(5) 利用許可条件を遵守しなかった場合

(6) 本書「利用のご案内<アートスペース G>(展示利用)」の記載事項を遵守しなかった場合

(7) 当アートスペースの秩序を乱すおそれがあると認められた場合

(8) 施設および附属設備・備品などを損傷・滅失した場合、またはそのおそれがあると認められる場合

(9) その他、施設の運営上支障があると認められる場合

2 アートスペース内の机、椅子等の扱い

催事を行う際に受付を設置する場合は、必ず利用許可を行ったアートスペース内に設置してください。

室内の机、椅子、その他の備品は、他の部屋へ移動させることはできません。

3 飲食・喫煙

(1) 飲食

アートスペース内およびロビーで食事等をとることや、ジュース類の持込みはできません。なお、ペットボトル等は水またはお茶に限り持込み可としますが、ゴミ等については持ち帰るようお願いいたします。

(2) 喫煙

愛知芸術文化センターは、館内および館外敷地内全て禁煙です。

4 身体障害者補助犬

当施設は、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬等）を同伴してご利用いただけます。

利用申請者におかれましても、その旨ご理解いただき、適切にご対応ください。

5 示威行為等の禁止

当センター施設において、示威またはけん騒にわたる行為、面会の強要、乱暴な言動または他人に嫌悪の情をもよおさせる等の行為は禁止しております。これらに違反し、スタッフの注意・制止等の指示に従わない場合には、センター施設への入場拒否、利用許可取消し、または退去もしくは物件の撤去等の措置を取ることがあります。

また、センター内の秩序の維持や管理上必要がある場合は、利用中であってもスタッフがアートスペース等に立ち入ることがあります。

6 危険物等の持込みの禁止

センター内に、発火または引火しやすいもの、爆発物、その他の危険物や騒音、臭気を発するもの、動物（身体障害者補助犬は除く）・植物、その他室内を汚損、毀損する恐れのあるものを持ち込むことはできません。

7 楽器類の使用等の禁止

他室の利用者の迷惑になりますので、楽器類を使用したり、大きな声で歌ったり、踊ったりすることはできません。

8 設備等の汚損等の原状回復

利用者が故意または過失によって、施設内の設備、器物等を汚損し、または紛失したときは、速やかに警備員に申し出るとともに、利用者の費用負担で修理・補修し、現状に復していただきます。

9 管理責任の範囲

利用に起因する人的・物的損害（不慮の事故・盗難・紛失・汚損破損等）が生じた場合、当事業団はその責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

10 非常時の措置

非常事態発生の際は、以下の点についてご注意ください。

(1) 利用者は、事前に施設内の退避順路等の確認を行うとともに、火災や大規模な地震等の非常事態が発生したときは、施設の利用を直ちに中止し、スタッフの指示に従い、来場者の避難誘導等を行って、来場者の安全を確保するための措置を講じてください。

(2) 災害・テロ等の非常事態等が発生しまたは発生のおそれがあること（愛知県から愛知芸術文化センターの閉館要請等が出された場合も含む）を理由に、施設管理者がアートスペースを閉館することを判断した場合、直ちに催物等を中止し、スタッフの指示に従ってください。

なお、この場合の施設利用料金については、原則として返金しますが、その他の補償は一切行いません。

※ 当センターは、名古屋市内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、非常事態と判断します。スタッフの指示により、直ちに催物等を中止するとともに、速やかに避難行動をとってください。

(3) 当センターのペDESTリアンデッキは、「都市再生安全確保計画」に定める一時避難場所（名古屋市内で震度 6 弱以上の地震発生時に、施設の安全性が確認されるまでの間、滞在者・来訪者が一時的に退避するための場所）に指定されています。建物の安全等を確認のうえ、災害発生から 1 時間以内に退避施設の開設を行うかどうかの判断を行い、館内放送等でお知らせします。

- (4) 愛知県芸術劇場の大リハーサル室および中リハーサル室は、「都市再生安全確保計画」に定める退避施設（災害発生から 24 時間を限度として帰宅困難来訪者を受け入れるための施設）に指定されております。建物の安全等を確認のうえ、災害発生から 6 時間以内に退避施設の開設を行うかどうかの判断を行い、館内放送等でお知らせします。
- (5) 特別警報（大雨、暴風）の発令もしくは発令される可能性が高いと認められ、かつ、災害や当該警報に基づき公共交通機関が計画運休を実施し当センターへの来館が困難であることが認められると判断された場合、センターは閉館となります。
- なお、この場合の施設利用料金については、原則として返金しますが、その他の補償は一切行いません。
- ※ 仕込みまたは片付けを予定もしくは作業中である場合で、作業の実施もしくは継続を希望する場合は、スタッフにご相談ください。

11 利用許可条件

利用許可条件（催事室）

催事室については、以下の条件を付けさせていただいております。

なお、展示の内容により、追加の条件を付けさせていただく場合があります。

利用許可条件（催事室）

- 1 許可された内容（主催者、催物の名称、内容および入場料等の額等）は、変更しないこと。万一、変更しようとする場合は、所定の手続きをし、施設管理者の許可を得ること。
- 2 許可された施設を利用する権利は、他人に譲渡し、または転貸しないこと。
- 3 定員を守ること。
- 4 利用時間内における主催者、責任者の所在を明確にすること。
- 5 催物の準備および使用終了後の原状復帰は、許可された時間内において行うこと。原状復帰後は直ちにスタッフにその旨を告げ、点検を受けること。
- 6 利用料金は、許可書に記載された納期限までに納入すること。
- 7 故意または過失により、施設、設備、器具等を破損し、または滅失した場合は、その損害を賠償すること。
- 8 以下に該当する場合は、愛知県文化情報センター催事室は閉館となる。この場合、直ちに催事等を中止するとともに、スタッフの指示により避難行動をとること。また、（株）愛知芸術文化センターは、それにより主催者等に生じた損害については賠償の責任を負わない。
 - ①名古屋市内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合
 - ②特別警報（大雨、暴風）の発令もしくは発令される可能性が高いと認められ、かつ、計画運休によって公共交通機関による当センターへの来館が困難であることが認められると判断され同センターの閉館が決定された場合
 - ③非常事態（テロ、火災等）が発生しまたは発生のおそれがあり、愛知県からの要請等に基づき愛知芸術文化センターの閉館が決定された場合
 - ④その他、非常事態等を理由に施設管理者が閉館することを判断した場合
- 9 その他、施設管理者の指示および「利用のご案内＜アートスペース＞（講演会・会議等の利用）」に従うとともに、当施設の秩序を乱すような行為を行わないこと。
- 10 この利用許可条件に違反したときは、許可を取り消し、または利用の中止を命ずることがある。

12 利用料金等

催事室の利用料金

室 名		入場料金等による区分	
		一日当たり（円）	
		入場料等なし	入場料等あり
12 階	アートスペース G	8,100	9,720

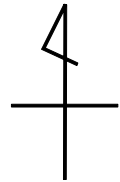
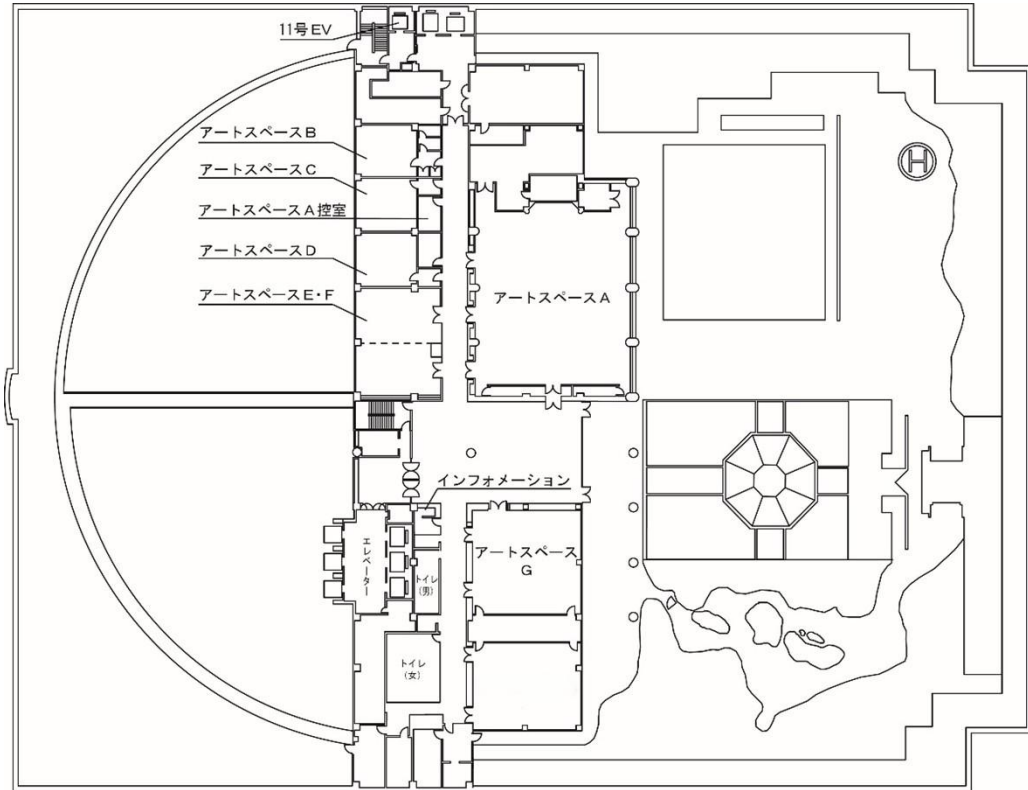
(注) 持ち込んだ電気機器の電気利用量が 1 時間 1kw を超える場合の電気利用料金は、1 時間 1kw につき、60 円です。

施設備品等

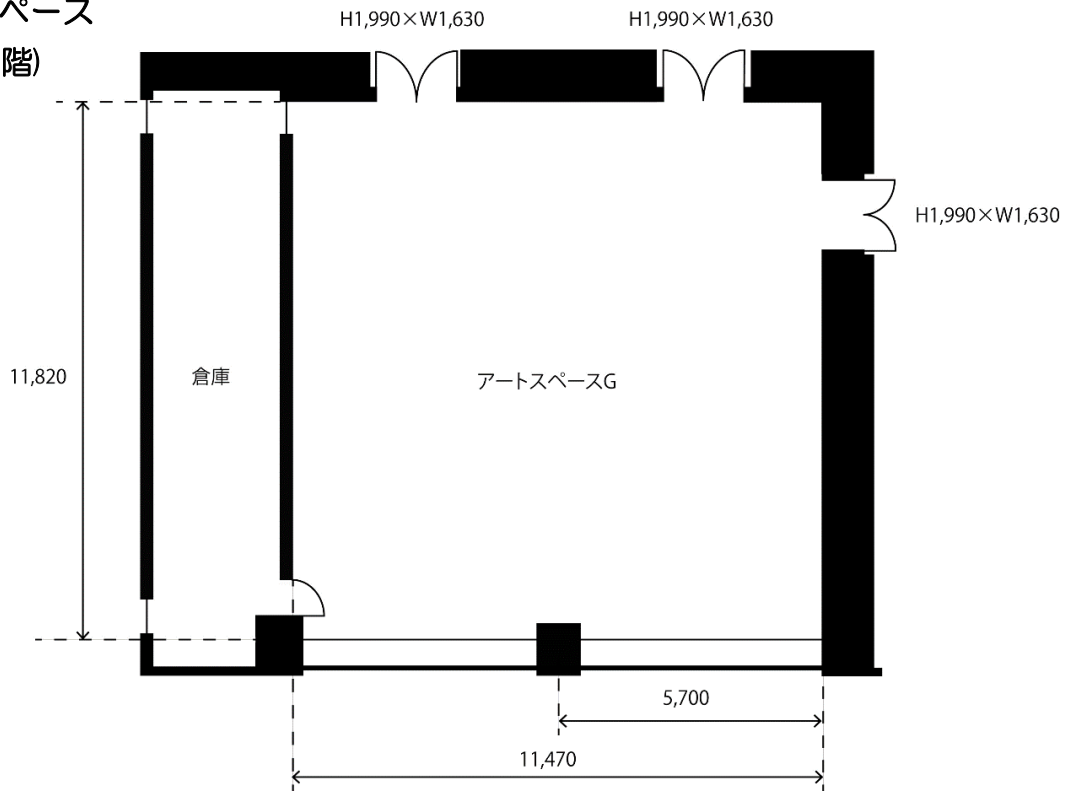
室 名	照 明	施設備品（無料）	その他
アートスペース G	LED	スクリーン（昇降可） ピクチャーレール スポットライト（LED） 展示用可動壁 会議机、椅子、ホワイトボード 壁面ホワイトボード（室外） 高所作業台 パンチメタルボード 等	カーテン：遮光（暗幕） ブラインド

愛知芸術文化センターアートスペース平面図

12階 (A~G室)



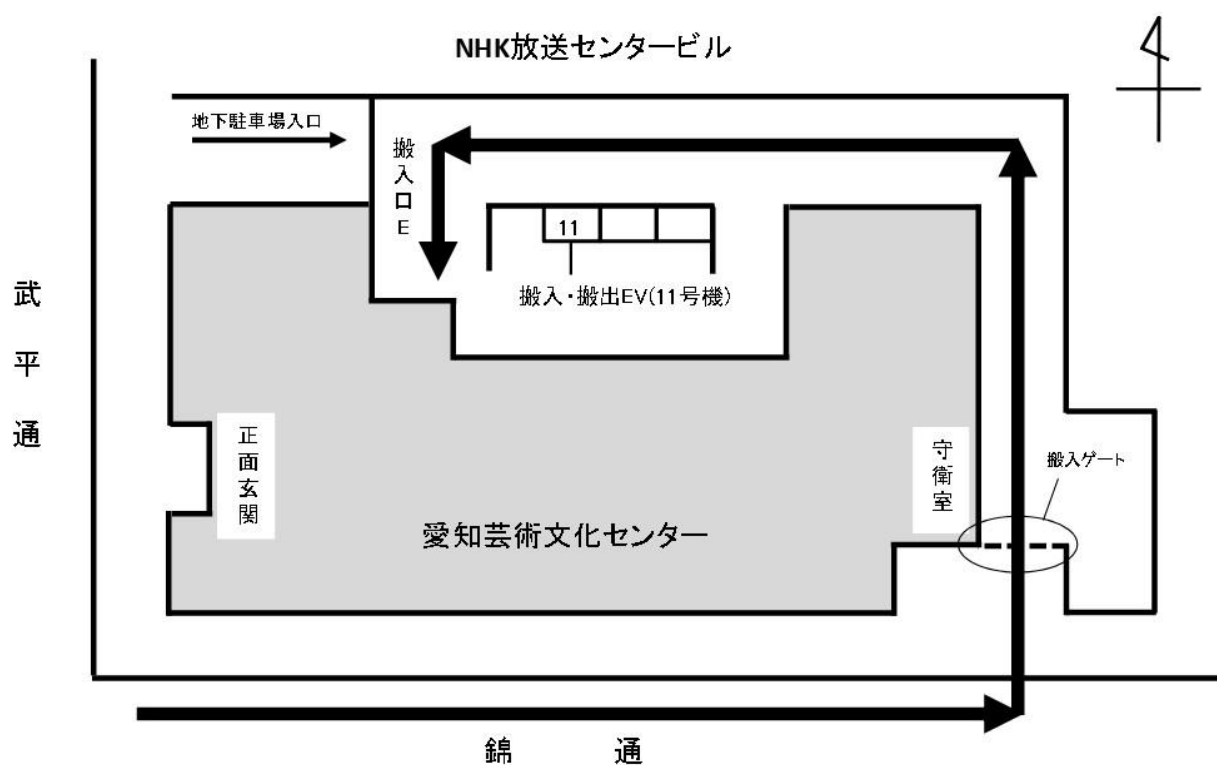
アートスペース
G室(12階)



室名	面積	固定壁長	可動壁長	天井高	床材
アートスペース G	150 m ²	24m	22m	2.8m	タイルカーペット

展示の搬入・搬出の経路（1階搬入口E）

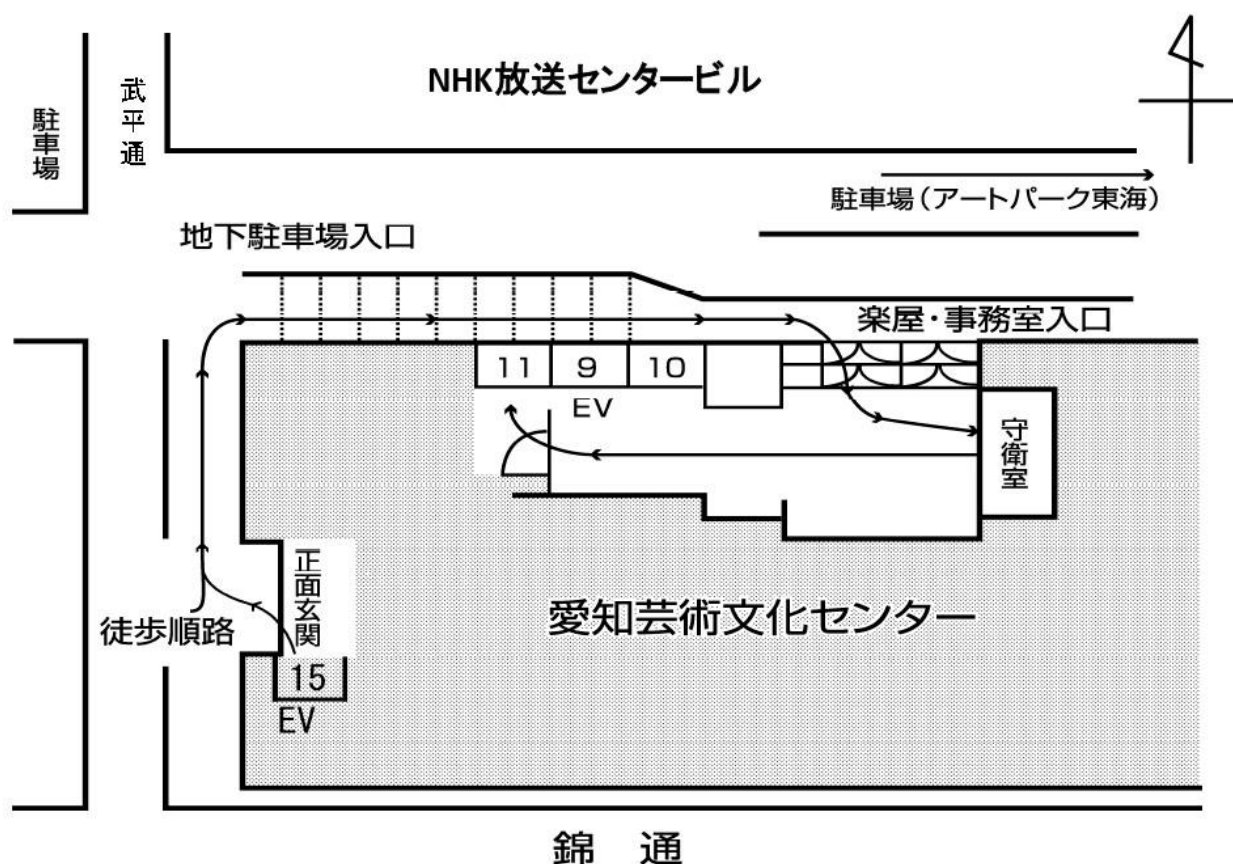
- 1 搬入・搬出は、原則として、できるだけ展示品を利用者側で集約して、トラック等で一括して、下記の経路により、1階の搬入口E（建物北側）から行ってください。
なお、使用するトラック等の車種・車番（業者名）と搬入・搬出を行う方の名簿を、あらかじめ「施設利用受付窓口」まで届け出てください。



- 2 搬入口Eを使用される場合には、搬入口付近で搬出・搬入が可能です。
当日、ゲートを通られる際に、警備員から指示がありますので、搬出・搬入の後に、指定された別の駐車スペースに駐車してください。

展示の搬入・搬出の経路（地下1階入口）

- 1 徒歩等により作品の搬入・搬出をされる方は、下記の経路により、地下1階から入館してください。
入館される際は、あらかじめ「施設利用受付窓口」に届け出た「入館パス」を、必ず警備員に見せてから入館してください。



- 2 搬入日（月曜日：この日が休日の場合は、その翌日以降の最初の休日ではない日）は、アールスペースは休館日のため、正面玄関からは入館できません。駐車場のアートパーク東海（地下5階）を利用される方も西側15号エレベーターで、一度外に出て、地下1階から入館してください。

愛知芸術文化センター

交通案内



公共交通機関（オアシス21 から地下連絡通路または2階連絡橋経由）

- 地下鉄東山線、名城線「栄」駅下車、徒歩5分
- 名鉄瀬戸線「栄町」駅下車、徒歩5分

自動車

- 名古屋高速「東新町」出口から3分

利用のご案内 〈アートスペースG〉 (展示利用)

令和8(2026)年4月9日改定

指定管理者
株式会社 愛知芸術文化センター